

令和5年度

第54回 東海北陸 社会教育研究大会 福井大会

〔 開催要項 〕

大会主題

フェニックス！社会教育

開催期間

R5.10.12 [thu] - 10.13 [fri]

会場

1日目／全体会 福井県生活学習館 多目的ホール
2日目／分科会 福井県生活学習館 各会場

主催

一般社団法人全国社会教育委員連合、東海北陸社会教育委員協議会連合会
福井県社会教育委員連絡協議会、福井県教育委員会

後援

東海北陸六県市町村教育委員会連合会、福井市教育委員会、福井県公民館連合会

〔 開催要項 〕

1. 趣 旨

「フェニックス」には、「不死鳥」という意味と「FX (=福井のDX)」の意味をかけている。福井は敗戦と1948年の福井震災という困難を乗り越え、不死鳥のごとく復興を遂げてきた。さまざまな困難を抱える現代、マイナス面だけに目を向けるのではなく、既成観念にとらわれず、「できない」ではなく、自分たちには何が「できる」かを見つけていく。そして、誰一人取り残さない、多様性と包摂性のある持続可能な社会（SDGs）を目指していく。そのために、お互いが協働し、一人ひとりが知恵を出し合って、新たな社会教育の在り方を考えていく好機とする。

2. 大会主題

「フェニックス！ 社会教育」

3. 開催期日

令和5年10月12日(木)～13日(金)

4. 会 場

12日(木) 全体会 福井県生活学習館 多目的ホール

〒918-8135 福井市下六条町14-1 TEL. 0776-41-4200

13日(金) 分科会 福井県生活学習館 各会場

<分科会会場等>

分 科 会	助言者	福井県生活学習館
①家庭教育支援	仁愛大学 准教授 青井 夕貴 氏	映像ホール（3階）
②青少年の健全育成（含地域学校協働活動）	福井大学 教授 岸 俊行 氏	学習室B1（B1階）
③地域文化の振興（含多文化共生）	福井大学 准教授 東村 純子 氏	学習室301・302（3階）
④地域の活性化	福井県立大学 准教授 高野 翔 氏	学習室101・102（1階）
⑤社会教育委員の役割と課題	福井大学 准教授 田中 志敬 氏	多目的ホール（1階）

※会場は、分科会参加希望者数により変更します。

5. 参加者

東海北陸各県市町村の社会教育委員及び社会教育関係者等

6. 主 催

一般社団法人全国社会教育委員連合、東海北陸社会教育委員協議会連合会
福井県社会教育委員連絡協議会、福井県教育委員会

7. 後 援

東海北陸六県市町村教育委員会連合会、福井市教育委員会、福井県公民館連合会

8. 日 程

【10月12日(木) 第1日目】

12:00～12:30	受 付
12:30～12:50	アトラクション チアドリームプロジェクト (JETSのOG「チアプロ」)
12:50～14:00	開会行事
(休 憩)	
14:15～15:45	トークセッション 若新雄純 (株)NEWYOUTH 代表取締役／慶応義塾大学特任准教授
15:45～16:15	閉会行事
(移 動)	
16:15～17:00	分科会打合せ

【10月13日(金) 第2日目】

9:00～9:20	受 付
9:20～11:30	分科会
11:30～11:45	閉 会

社会教育の若者へのアプローチ トークセッション

「Society5.0」など、現在私たちは将来の予測が困難な変化の激しい時代を生きています。そのような中、私たちが「持続可能な社会の創り手」となり、「ウェルビーイング」(「幸福」)を実現するため、社会教育が若者にどうアプローチしていくべきか。社会教育委員が現在抱える課題について、若新 雄純さんと福井県の社会教育委員・若手行政職員が語り合います。

<対談者>



わかしん ゆうじゅん

若新 雄純 さん

プロデューサー／(株)NEWYOUTH 代表取締役／慶応義塾大学特任准教授

大学在学中に就労困難者支援を行う(株)LITALICO(東証プライム上場)を共同創業し、2年弱取締役CEOを務める。その後大学院を経て独立し、人材・組織に関する企画支援などを行いながら歌舞伎町でバー経営するなど独自のスタイルを模索。現在は、企画プロデュース会社を運営しながら、大学ではコミュニケーションデザインの研究ラボを運営。人間関係・コミュニケーション、感情表現、キャリア・教育、まちづくり、ライフデザインなどに関する実験的プロジェクトや研究活動を企画・実施。近年は多数の報道・情報番組にコメンテーターとして出演し、東京と地元福井の2拠点で生活・活動中。慶應義塾大学大学院修了、修士(政策・メディア)。

てらい ゆうすけ

寺井 優介 さん 福井県チャレンジ応援ディレクター

インターネット事業などの株式会社ホルグ(横浜市)主催の「地方公務員が本当にすごい!と思う地方公務員アワード2022」受賞。熱意ある若者の発掘やマッチングに取り組む。活動の根底にあるのはあふれんばかりの福井愛。「チャレンジ応援を福井の文化に」と日夜県内を駆け回る。

とくもと たつゆき

徳本 達之 福井県社会教育委員連絡協議会会長／県私立幼稚園・認定こども園協会会長／県私立学校連合会副会長

やまぎし とみこ

山岸登美子 福井県社会教育委員連絡協議会副会長／県自然保護センター天文指導員／星のソムリエ®

アトラクション

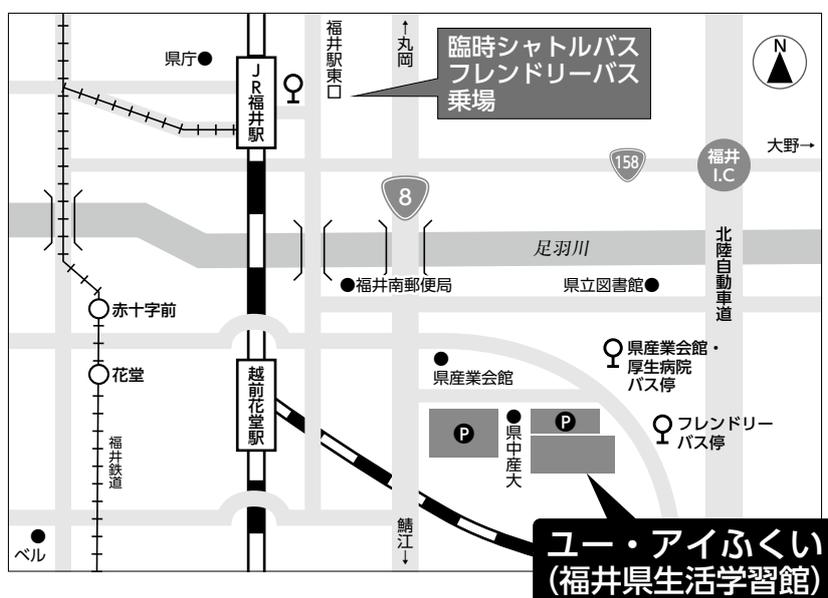
チアドリームプロジェクト (JETSのOG [チアプロ])

チアドリームプロジェクトは、福井県立福井商業高等学校チアダンス部「JETS(ジェッツ)」のOGらにより2020年4月発足。JETSは、2006年にチアダンス経験がゼロの顧問と10人弱の部員でスタート。創部わずか3年、フロリダ州オーランドで開催される全米チアダンス選手権大会優勝。その後、9回の全米優勝を達成。チアとは「応援」という意味。チアダンスで社会に元気と笑顔を届け、大きく社会貢献することを目指している。

※プロモーション映像など：cheer dream-YouTube



会場案内



お車での来場

- JR福井駅から 約15分。
- 北陸自動車道福井ICから 約10分。
- 北陸自動車道鯖江ICから 約20分。

※国道8号線「産業会館」交差点から、東（県道）に入って、約500メートルです。

駐車場

駐車場は、生活学習館の専用駐車場が68台分と、隣接する「福井県産業会館」および「福井県中小企業産業大学校」との共用駐車場が350台分あり、いずれも無料でご利用いただけます。

鉄道・バスを利用

- JR福井駅東口から臨時シャトルバスを運行します。
- また、8時半より、JR福井駅東口バスのりばから福井県立図書館へ運行しているフレンドリーバス(無料)が運行しています。※「生活学習館先回り」にご乗車の場合、所要約13分。[生活学習館]で下車。
- その他、JR福井駅西口バスターミナル5番のりばから、京福バス 羽水高校線(60系統)(有料)が運行しています。※[県産業会館・厚生病院]で下車。生活学習館まで徒歩1分。

参加申込のご案内

1 参加申込手続きについて

① 研究大会参加者 ⇒ 名鉄観光サービス株式会社 大会申込ホームページ

大会参加者は、弊社HPより申し込みをお願いします。(FAX申込はございません)
※お申込締切後の変更・取消はHPに掲載の「変更、取消依頼書」をFAXかメールでご送付ください。
弊社ホームページ：https://www.mwt-mice.com/events/syakai_kyoiku_fukui/

申込締切 令和5年8月10日(木)

② 参加券、宿泊券等の送付

大会参加券、宿泊券等に請求書を添えて、弊社より直接各参加申込代表者様宛へ発送いたします。
※大会参加券、宿泊券等類は当日必ずご持参ください。

発送予定日 令和5年8月21日(月)～9月13日(水)

③ 大会参加費、宿泊費等の振込

大会参加券、宿泊券等の内容をご確認いただき、請求金額を指定口座にお振込ください。
振り込み手数料はお客様のご負担とさせていただきます。
※領収書を希望される方は、申込ホームページの右下のPDFをFAXかメールでお送りください。
大会当日に、大会会場にてお渡しをさせていただきます。

振込締切 令和5年8月21日(月)～9月21日(木)

2 参加申込について

【I】 宿泊のご案内 (名鉄観光サービス株式会社の募集型企画旅行商品)

申込記号	ホテル名	食事条件	部屋タイプ (利用人員)	旅行代金 (1名税込み)	アクセス
A	ホテルフジタ福井	1泊朝食	シングル	12,000円	JR福井駅西口より徒歩8分
B	ホテルルートイン福井駅前	1泊朝食	シングル	9,800円	JR福井駅西口より徒歩2分
C	アパホテル〈福井片町〉	1泊朝食	シングル	9,800円	JR福井駅西口より徒歩15分
D	ホテルエコノ福井駅前	1泊朝食	シングル	9,800円	JR福井駅東口より徒歩1分
E	ホテル京福福井駅前	1泊朝食	シングル	8,800円	JR福井駅東口より徒歩1分
F	東横インホテル福井駅前	1泊朝食	シングル	8,000円	JR福井駅西口より徒歩1分

宿泊設定日：令和5年10月12日(木)～10月13日(金) 1泊2日

大会申込サイトにおいて申込記号を選択ください。

※行程：【1日目】自宅～各自移動～ホテル(泊)【2日目】ホテル～各自移動～自宅又は後泊地

※最少催行人員：1名、添乗員は同行しません。

※宿泊代金：1泊朝食付、消費税・サービス料を含む1名様当たりの料金です。(1名利用)

※申込は先着順となります。空室のあるホテルのみ選択が可能です。

※ホテル内での電話代、飲物代、クリーニング代等個人的費用は代金に含まれていません。チェックアウト時に各自にてご精算ください。

※禁煙・喫煙ルームの確約はできませんので予めご了承ください。

※駐車場の予約は確保致しかねますので、予めご了承ください。駐車場料金は、各ホテルへ直接お問い合わせください。

●ホテルMAP



【Ⅱ】大会参加費のご案内

大会参加費 3,000円 (資料代含む。税込) ※旅行契約には該当いたしません。

※各分科会につきましては、必ず第2希望まで申込記号をご記入ください。

※参加費3,000円(資料代等)は、入金後、開催方法の変更の場合も含め、返金は一切行いません。また、宿泊費・視察旅行・昼食弁当の取消・変更は、「4. 変更・取消について」のとおりです。

※被表彰者、大会役員、司会者、発表者の参加費は不要です。

【Ⅲ】大会会場までのアクセスについて

臨時シャトルバス(料金無料)のご案内および来場交通手段について

■臨時シャトルバス

運行区間：福井駅 ⇄ 福井県生活学習館 運行時間：片道約13分

1日目(10/12(木)) 【往路】(福井駅東口 ⇒ 福井県生活学習館) 11:00~

【復路】(福井県生活学習館 ⇒ 福井駅東口) 16:00~

2日目(10/13(金)) 【往路】(福井駅東口 ⇒ 福井県生活学習館) 7:30~

【復路】(福井県生活学習館 ⇒ 福井駅東口) 12:00~

申込方法 大会参加申込時に申込み
(詳しい運行時間は名鉄観光サービス株式会社の大会申込サイトに9月頃掲載いたします)

■来場交通手段(申込時にご登録ください。)

	10月12日(木)		10月13日(金)	
公共交通機関(電車・市営バス等)		名		名
普通車(自家用車・公用車)	台	名	台	名
中・大型車(大型バス、マイクロバス)	台	名	台	名
中・大型車(2.3m以上のハイルーフ車)	台	名	台	名

※会場駐車場の駐車台数に限りがありますので、できるだけ公共交通機関にてお越しください。

【Ⅳ】昼食弁当のご案内(10月12日) ※旅行契約には該当いたしません。

代金 1,000円 (パックお茶付、税込)

※当日のご用意はできかねますので、必ず事前にお申込みください。

※会場周辺には十分な食事場所がございませんので、お弁当の予約をお勧めいたします。

【V】 視察旅行のご案内（10月13日） ※弊社大会申込サイトからお申込みください。

3 特別な配慮が必要な方へ

車イスの使用等で会場・客室設備面での特別な配慮が必要な方は、申込書の備考欄にその旨をご記入ください。確認後、ご連絡させていただきます。

4 変更・取消について

- (1) お申込締切後の変更・取消はFAXにて速やかにご連絡ください。
- (2) 宿泊、昼食、視察旅行の取消につきましては下記「ご旅行条件について」の取消料をご確認ください。

ご旅行条件について

●募集型企画旅行契約（宿泊・視察旅行）

この旅行は、名鉄観光サービス(株)が旅行企画・実施するものであり、旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。この書面は、旅行業法第12条の4に定める旅行取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部になります。巻末の詳しい取引条件を説明した書面を事前にご確認の上、お申し込みください。

●お客様はいつでも取消料をお支払いいただくことにより契約を解除することができます。

取消料	21日前まで	20日～8日前	7日～2日前	前日	当日	無連絡
宿泊(募集型)	無料	20%	30%	40%	50%	100%

取消料	11日前まで	10日～8日前	7日～2日前	前日	当日	無連絡
視察旅行(募集型)	無料	20%	30%	40%	50%	100%
昼食	無料	無料	30%	50%	100%	100%

●個人情報の取扱いについて (<http://www.mwt.co.jp/info/kojinjohohogo.shtml>)

ご旅行申込に際し提出いただいた個人情報につきましては、お客様との連絡のためや宿泊・運送機関等の提供するサービスの手配及び受領の手続きに利用させていただくほか、必要な範囲内で当該機関等及び手配代行者に提供いたします。また、研究大会参加者名簿 作成等のため主催者事務局にも提出いたします。当社の個人情報の取扱いに関する方針については、当社の店頭またはホームページでご確認ください。

●旅行業務取扱管理者は、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に関し担当者からの説明にご不明の点があれば、ご遠慮なく上記の取扱管理者にお尋ねください。

●この旅行代金は5月26日現在の運賃・料金を基準としております。

旅行企画・実施

承認 23-0042

名鉄観光サービス株式会社 北陸支店

観光庁長官登録旅行業第55号 (一社)日本旅行業協会正会員
旅行業公正取引協議会会員

〒920-0919 石川県金沢市南町5-20 中屋三井ビル2階
TEL.076-231-2126 FAX.076-223-1289

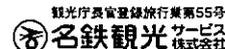
【総合旅行業務取扱管理者】矢野 玲/鉺田 利也 【担当】^{おのだ}鉺田・細川・平山

【営業時間】月曜日～金曜日 9:30～17:30 (土・日・祝日休業)



ご旅行条件書（国内・募集型企画旅行）

この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書面および同法第12条の5による契約書面の一部となります。



1. 募集型企画旅行契約

- (1) この旅行は、名鉄観光サービス株式会社（愛知県名古屋市中村区名駅南2丁目14番19号、観光庁長官登録旅行業第55号。以下「当社」といいます。）が旅行企画・実施するものであり、旅行に参加されるお客様は、当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。
- (2) 「国内旅行」とは、本邦内のみを旅行をいいます。
- (3) 旅行契約の内容・条件は、この条件書によるほかパンフレット等、出発前にお渡しする確定書面（最終日程表）及び当社旅行業約款 募集型企画旅行契約の部によりします。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。
- (4) 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように手配し、旅程を管理することを引き受けまします。当社は自ら旅行サービスを提供するものではありません。

2. 旅行のお申込み及び契約の成立時期

- (1) 旅行のお申込みは、当社又は旅行業法に規定された受託旅行業者の営業所（以下併せて「当社」といいます。）にて、所定の申込書に所定事項をご記入のうえ、(5)の申込金を添えてお申込みください。
- (2) 当社は、電話、郵便、ファクシミリ、インターネット等の通信手段により旅行契約の予約を受け付けることがあります。この場合、予約の時点で契約は成立していません。当社が予約の承諾をする旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に(1)の申込み手続きをお願いします。ただし、特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレット等に定めるところによります。
- (3) お客様との旅行契約は、当社が予約の承諾をし、申込金を受領した時に成立するものとします。なお、電話、郵便、ファクシミリ、インターネット等の通信手段でお申込みの場合であっても、通信契約によって契約を成立させるときは第25項(2)の(イ)の定めによります。
- (4) お客様が(2)の期間内に申込金を提出しない場合は、当社は、予約がなかったものとして取り扱います。
- (5) お申込みの際、おひとり様につき以下の申込金をお支払いいただきます。申込金は、「お支払対象旅行代金」又は「取消料」、「違約料」の一部又は全部として取り扱います。

区分	申込金（おひとり）
旅行代金が6万円以上	20,000円以上旅行代金まで
旅行代金が3万円以上6万円未満	10,000円以上旅行代金まで
旅行代金が3万円未満	5,000円以上旅行代金まで

この表における旅行代金は、「お支払対象旅行代金」のことをいいます。特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレット等に定めるところによります。

- (6) ウェイティングの取扱いについての特約
当社は、お申込みいただいた旅行が、その時点で満席その他の理由で旅行契約を締結できない場合であっても、お客様が特に希望する場合は、以下により、お客様と特約を結んで、当社がお客様と旅行契約を締結することができる状態になった時点で旅行契約を成立させる取扱い（以下「ウェイティングの取扱い」といいます。）をすることがあります。
(ア) お客様がウェイティングの取扱いを希望する場合は、当社は、お客様が当社からの回答をお待ちいただける期間（以下「ウェイティング期間」といいます。）を確認のうえ、申込書と申込金相当額をご提出いただきます。この時点で旅行契約は成立していません。また、当社は、将来に旅行契約が成立することを約束するものではありません。
(イ) 当社は、前(ア)の申込金相当額を「預り金」として保管し、お客様と旅行契約の締結が可能となった時点でお客様に旅行契約の締結を承諾した旨を通知するとともに預り金を申込金に充当します。
(ウ) 旅行契約は当社が前(イ)により、旅行契約の締結を承諾した旨の通知がお客様に到達した時に成立するものとします。
(エ) 当社は、ウェイティング期間中に旅行契約の締結を承諾できなかった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。
(オ) 当社は、ウェイティング期間内で当社が旅行契約の締結を承諾する旨を回答する前にお客様からウェイティングの取扱いを解除する旨の申し出があった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。この場合、お客様からのウェイティングの取扱いを解除する旨の申し出が取消料対象期間にあつたときでも当社は取消料をいたしません。
(7) 当社は、(6)のお待ちいただける期間までにお客様に連絡がとれなかったときは、予約可能となった場合であっても、当該予約を取り消すことがあります。この場合、預り金は全額払い戻しいたします。
(8) 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているとみなします。契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社にご提出いただきます。当社らは、契約責任者が構成者に対して責任を負い、又は将来発生する予測される債務又は義務については、何ら責任を負うものではありません。また、当社らは、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

3. お申込み条件

- (1) お申込み時点で未成年の方は、原則として親権者の方の同意書をご提出いただきます。
- (2) 旅行開始時点で15歳未満の方は、親権者の方のご同行を条件とさせていただきます。
- (3) 特定旅客層を対象とした旅行、あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他が、当社の指定する条件に合致しない場合はお申込みをお断りする場合があります。
- (4) 健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギー、身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください（旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も同様に申し出てください）。あらかじめ当社からご案内申し上げますので旅行中に必要となる措置の内容を具体的に申し出てください。
- (5) 前号のお申し出を受けた場合、当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面ですれらを申し出ていただくことがあります。
- (6) 当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客様からお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申込みをお断りし、又は旅行契約を解除させていただきますことがあります。なお、お客様からの申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様の負担とします。
- (7) お客様が旅行中に疾病、傷害その他の事由により医師の診断又は加療が必要であると当社が判断した場合は、必要な処置をとることがあります。これに係る一切の費用はお客様の負担となります。
- (8) お客様のご都合による別行動は、原則としてできません。ただし、コースにより、別途条件によりお受けすることがあります。
- (9) お客様のご都合により旅行の行程から離脱される場合は、その旨、復帰の有無、復帰される場合は復帰の予定日時等の連絡が必要となります。
- (10) お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げる当社が判断する場合には、お申込みをお断りすることがあります。
- (11) お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合は、お申込みをお断りする場合があります。
- (12) お客様が当社に対して暴力的又は不当な要求行為や取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為などを行った場合は、お申込みをお断りすることがあります。
- (13) お客様が風説を流布したり、偽計や威力を用いて当社の信用を棄損したり業務を妨害するなどの行為を行った場合は、お申込みをお断りすることがあります。
- (14) その他当社業務上の都合があるときは、お申込みをお断りすることがあります。

4. 契約書面及び確定書面（最終日程表）の交付

- (1) 当社は、旅行契約が成立した場合は速やかに旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」といいます。）をお客様にお渡しします。なお、この条件書及びパンフレット等、お支払対象旅行代金の領収証、確定書面（最終日程表）は契約書面の一部となります。
- (2) 確定した旅行日程、航空機の便名、列車名及び宿泊ホテル名、集合場所及び時刻等が記載された確定書面（最終日程表）を遅くとも旅行開始日の前日までににお渡しします。ただし、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に旅行の申込みがなされた場合には、旅行開始日までにお渡しします。また、お渡しの期日であってもお伺い合わせいただければ、手配内容についてご説明いたします。
- (3) 当社が手配し、旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、確定書面（最終日程表）に記載するところに特定されます。

5. お支払対象旅行代金

- (1) 「お支払対象旅行代金」（以下単に「旅行代金」といいます。）とは、「パンフレット等に記載の旅行代金」と(ア)「追加代金」の合計から(イ)「割引代金」を差し引いた額をいいます。「旅行代金」は「申込金」、「取消料」、「違約料」、「変更補償金」の額を算出する際の基準となります。
(2) 「追加代金」、「割引代金」とは、当社がパンフレット等に表示した以下のものをいいます。
(ア)「追加代金」
a. お客様の希望により、また当社が他のお客様との相部屋をお受けしないことを明示した場合に1人部屋を使用される場合の追加代金
b. ホテル又はお部屋の等級アップ等の「アップグレード」追加代金
c. 「グリーン車追加代金」等と称する列車、航空機等の使用座席の等級変更による追加代金
d. 「食事なしプラン」、「観光なしプラン」等を基本とする場合の「食事つきプラン」、「観光つきプラン」等への変更のための追加代金
e. 「延泊プラン」等と称する延泊のための追加代金
f. その他「〇〇プラン」、「〇〇追加代金」とパンフレット等に記載した追加代金
(イ)「割引代金」
a. 「トリプル割引代金」等とし、1部屋に3人以上のお客様が宿泊することを条件とした割引代金
b. 「子供割引代金」等年齢その他の条件による割引代金
c. その他「〇〇割引代金」とパンフレット等に記載した割引代金

6. 旅行代金の支払

旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目に当たる日より前に金額をお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目に当たる日以降にお申込みの場合は、旅行開始日までの当社が指定する期日までににお支払いいただきます。ただし、特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレット等に定めるところによります。

7. 「パンフレット等に記載の旅行代金」に含まれるもの

- (1) 旅行日程に明示された以下のものが含まれます。（ただし、旅行日程に「お客様負担」と記載したものを除きます。）
(ア) 航空運賃及び船舶・鉄道運賃等（コースにより等級が異なります）
(イ) バス代金・ガイド代金・入場料等の観光代金
(ウ) 宿泊代金及び税・サービス料金
(エ) 食事代金及び税・サービス料金
(オ) 団体行動中の心付け
(カ) 添乗員が同行するコースの添乗員同行代金
(キ) その他パンフレット等で含まれる旨明示したものの
(2) (1)の諸費用は、お客様のご都合により一部利用されなくても原則として払戻しはいたしません。

8. 「パンフレット等に記載の旅行代金」に含まれないもの

- (1) 第7項の他は含まれません。その一部を例示します。
(ア) 自宅から集合・解散場所までの交通費、宿泊費等
(イ) 超過手荷物料金（規定の重量・容量・個数を超える分について）
(ウ) クリーニング代金、電報電話料金、ホテルのボーイ・メイド等へのチップ、その他追加飲食等個人的性質の諸費用、及びこれらに伴う税・サービス料
(エ) 傷害・疾病に関する医療費等
(オ) 「オプションツアー」等と称し、現地にて希望者のみを募って実施する小旅行等の代金
(カ) 「〇〇プラン」、「〇〇追加代金」とパンフレット等に記載した追加代金
(キ) 空港旅客施設使用料（パンフレットに明示した場合を除きます）

9. 旅行契約内容の変更

当社は、旅行契約の成立後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係をご説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは、変更後にご説明します。

10. 旅行代金の額の変更

- 当社は、旅行契約締結後には、次の場合を除き旅行代金の変更は一切いたしません。
- (ア) 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更します。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお客様に通知します。
 - (イ) 当社は、(ア)の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなされるときは、(ア)の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。
 - (ウ) 旅行内容が変更され、その旅行実施に要する費用が減少したときは、その変更差額だけ旅行代金を減額します。
 - (エ) 第9項より旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が増加又は減少したときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備が不足したとき（いわゆるオーバーブッキング等）による変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。
 - (オ) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人数により旅行代金が増える旨を契約書面に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、パンフレット等に記載したところにより旅行代金を変更します。

11. お客様の交代

- (1) お客様は、当社の承諾を得た場合に限り旅行契約上の地位を当該お客様が指定した別の方に譲り渡すことができます。この場合、当社所定の用紙に必要事項をご記入のうえ手数料(おひとり様につき10,000円・税別)と共に当社にご提出していただきます。
- (2) 旅行契約上の地位の譲渡は当社が承諾し、(1)の手数料を当社が受領したときに限り効力を生じ、以降旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することになります。

12. お客様の解除権(旅行開始前)

- (1) お客様は第2項の旅行契約成立後いつでも、次による取消料をお支払いいただくことにより旅行契約を解除することができます。ただし、契約解除のお申出は、当社の営業日・営業時間内にお受けしますので、旅行お申込み時に営業時間等をお客様ご自身でもご確認ください。

解除期日	取消料(おひとり)
イ.旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目(日帰りの旅行については10日目)に当たる日以降8日目に当たる日まで	旅行代金の20%
ロ.旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降前々日に当たる日まで	旅行代金の30%
ハ.旅行開始日の前日	旅行代金の40%
ニ.旅行開始日当日	旅行代金の50%
ホ.無連絡不参加及び旅行開始後	旅行代金の100%

特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレット等に定めるところによります。

- (2) 次に該当する場合は、お客様は取消料を支払うことなく旅行契約を解除できます。
 - (ア) 契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第23項の表左欄に掲げるものその他の重要なものであるときに限ります。
 - (イ) 第10項(ア)の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。
 - (ウ) 天災地変、騒動、暴動、運送・宿泊機関の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる可能性が極めて大きいとき。
 - (2) 当社がお客様に対し、第4項(2)に定める期日(旅行開始日の前日まで、ただし、旅行開始日の前日からさかのぼって7日目に当たる日以降に旅行の申込みがなされた場合には、旅行開始日までに確定書面(最終日程表)を交付しなかったとき。
 - (オ) 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能になったとき。
- (3) 当社は、(1)により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(又は申込金)から所定の取消料を差し引いた残額を払い戻します。また、(2)により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(又は申込金)の全額を払い戻します。
 - (4) 旅行契約成立後に、お客様の都合によりコース又は出発日を変更された場合は、取消後に再予約を行うこととなり、(1)の取消料の対象となります。

13. お客様の解除権(旅行開始後)

- (1) 旅行開始後において、お客様のご都合により旅行契約を解除又は一時離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払戻しをいたしません。
- (2) お客様の責に帰さない事由により旅行日程表に従った旅行サービスの提供を受けられなくなったときは、お客様は不可能になった旅行サービス提供に係る部分の旅行契約を解除することができます。この場合、当社は旅行代金のうち、不可能になった旅行サービスに係る費用から、当社が当該サービスを提供する運送・宿泊機関等に支払又はこれから支払うべき取消料、違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻します。

14. 当社の解除権(旅行開始前)

- (1) お客様が第6項に定める期日までに旅行代金のお支払がないときは、当社は、お客様が旅行に参加される意思がないものとみなし、当該期日の翌日に旅行契約を解除します。この場合は第12項に定める取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
- (2) 当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由をご説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することができます。
 - (ア) お客様が、当社があらかじめ明示していた性別、年齢、資格、技能その他の旅行参加条件を満たしていないことが判明したとき。
 - (イ) お客様が病気必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと当社が認めるとき。
 - (ウ) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げる恐れがあると当社が認めるとき。

- (エ) お客様が契約内容に合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
 - (オ) お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明したとき。
 - (カ) お客様の数がパンフレット等に記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目(日帰りの旅行については3日目)に当たる日より前に、旅行の中止を通知します。
 - (キ) スキーを目的とする旅行における降雪量の不足により、当社があらかじめ表示した旅行実施条件が成立しないとき、又はそのおそれが極めて大きいとき。
 - (ク) 天災地変、騒動、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- (3) 当社は、(1)により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(又は申込金)から違約料を差し引いて払い戻します。
 - (2)により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(又は申込金)の全額を払い戻します。

15. 当社の解除権(旅行開始後)

- (1) 当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても旅行契約の一部を解除することができます。
 - (ア) お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。
 - (イ) お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴力又は脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
 - (ウ) お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明したとき。
 - (エ) 天災地変、騒動、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。
- (2) 解除の効果及び払戻し
 - (ア) (1)により旅行契約の解除が行われた場合であっても、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する旅行契約は有効に履行されたものとします。この場合お客様と当社との契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。
 - (イ) 当社は旅行代金のうち、お客様がまだその提供を受けていない旅行サービスに係る費用から、当社が当該サービスを提供する運送・宿泊機関等に支払又はこれから支払うべき取消料、違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻します。

16. 旅行代金の払戻し

- (1) 当社は、第10項、第12項、第13項(2)、第14項及び第15項の規定により、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払戻しにおいては解除の翌日から起算して7日以内に、残額又は旅行開始後の解除による払戻しにおいては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。
- (2) (1)の規定は第20項又は第24項で規定するところにより、お客様又は当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

17. 契約解除後の帰路手配

当社は、第15項(1)(ア)又は(エ)の規定によって、旅行開始後に旅行契約を解除したときは、お客様のご依頼に応じてお客様が当該旅行の出発地、解散地等に帰るための必要な旅行サービスの手配を引き受け、この場合に要する一切の費用は、お客様の負担とします。

18. 旅程管理と添乗員等

- (1) 当社は次に掲げる業務を行い、お客様の安全かつ円滑な実施を確保することに努力します。ただし、お客様と当社がこれと異なる特約を結んだ場合には、この限りではありません。
 - (ア) お客様が旅行中、旅行サービスを受けられないおそれがあると思われるときは、旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるための必要な措置を講ずること。
 - (イ) (ア)の措置を講じたにもかかわらず、旅行契約の内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めること、また、旅行サービスの内容を変更するための必要となる旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めることなど、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。
- (2) 当社が、旅行開始日より旅程を管理する業務を負う範囲は、パンフレット等に記載している集合場所を出発(集合)してから、当該解散場所に着席(解散)するまでとなります。ご自宅から集合・解散場所までの間を、航空機又は列車等を利用する場合は、宿泊を必要とする場合

は、当社では可能な限りでこの手配に応じますが、この部分は当社と別途旅行契約を締結することとなり、募集型企画旅行契約には含まれません。

- (3) (1)の業務は、添乗員の同行する旅行には添乗員が、添乗員が同行しない場合は現地係員又は現地において当社が手配を代行させるもの(以下「手配代行者」といいます。)が行います。
- (4) 添乗員の同行しない旅行にあっては、現地における当社(現地係員又は手配代行者等を含みます。)の連絡先を確定書面(最終日程表)に明示します。
- (5) 添乗員の同行の有無はパンフレット等に明示します。
- (6) 添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。
- (7) 当社は、旅行中のお客様が疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法でお支払いいただきます。

19. 当社の指示

お客様は旅行開始後旅行終了までの間、団体として行動していただくときは、自由行動時間を除き旅行を安全かつ円滑に実施するための当社(添乗員、現地係員、手配代行者等を含みます。)の指示に従っていただきます。指示に従わず団体行動の規律を乱し、旅行の安全かつ円滑な実施を妨げる場合は、旅行の途中でいつでもそのお客様の事後の旅行契約を解除することがあります。

20. 当社の責任

- (1) 当社は、旅行契約の履行にあたって、当社又は当社の手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償します。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限りです。また、手荷物について生じた損害については、損害発生の日から起算して、14日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様おひとりにつき15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)として賠償します。
- (2) お客様が、次に例示するような当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被られたときは、当社はお客様に対して(1)の責任を負いません。ただし、当社又は手配代行者の故意又は過失が証明されたときは、この限りではありません。
 - (ア) 天災地変、騒動、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - (イ) 運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - (ウ) 官公署の命令、外国の出入国規制、伝染病による隔離又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - (エ) 自由行動中の事故
 - (オ) 食中毒
 - (カ) 盗難
 - (キ) 運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮

21. 特別補償

- (1) 当社は、当社が実施する募集型企画旅行に参加するお客様が、その募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故によって身体に傷害を被ったときは、約款の別紙「特別補償規程」に従い、お客様又はその法定相続人に死亡補償金、後遺障害補償金、通院見舞金及び入院見舞金を支払います。補償金等の額は、通院見舞金として通院日数により1万円～5万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円、死亡補償金として、1,500万円です。また、携帯品に損害を被ったときは、「特別補償規程」により携帯品損害補償金を支払います。携帯品に係る損害補償金は、お客様おひとりにつき15万円を限度とします。ただし、補償対象品の価値は一律に10万円を限度とします。ただし、現金、クレジットカード、貴重品、磁気ディスク、その他「特別補償規程」第18条第2項に定める品目については補償しません。
- (2) お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、お客様の故意による法令に違反する行為、無免許若しくは酒酔い運転、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスノーボード、ハンググライダー、スキー、超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるもの等約款の別紙「特別補償規程」第3条、第4条及び第5条に該当する場合は、当社は(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動があらかじめ募集型企画旅行の日程に含まれているときは、この限りではありません。
- (3) 日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、募集型企画旅行参加中とはいいたしません。また、お客様が離脱及び復帰の予定日時をあらかじめ当社に届け出ることなく離脱したとき又は復帰の予定なく離脱したときは、離脱のときから復帰までの間又はその離脱したときから復帰した募集型企画旅行参加中とはいいたしません。

